



支払基金からのご案内

社会保険診療報酬支払基金山梨審査委員会事務局
令和7年4月号

令和7年4月

令和7年5月

① 診療（調剤）報酬請求書等の受付

オンライン請求利用可能期間 (土・日・祝日も送信可能です)	5日(土)～7日(月) 8:00～21:00 8日(火)～10日(木) 8:00～24:00					5日(月・祝)～7日(水) 8:00～21:00 8日(木)～10日(土) 8:00～24:00				
	「請求確定」は10日までにお願いします。 ASP結果の訂正は、12日の21時までにはお願いします。									
電子媒体・紙レセプト受付日	6日 (日)	7日 (月)	8日 (火)	9日 (水)	10日 (木)	6日 (火・祝)	7日 (水)	8日 (木)	9日 (金)	10日 (土)
	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	○：開所 ×：閉所 受付時間：9:00～17:30 郵便等により提出される場合は、10日までの必着でお願いします。									

② 紙帳票の発送予定日（電子媒体又は書面による請求の医療機関等）

増減点連絡書等	4月4日(金)	2月診療分	5月1日(木)	3月診療分
当座口振込通知書	4月4日(金)	1月診療分	5月1日(木)	2月診療分

③ データ提供日（オンライン請求医療機関等）

対象帳票	ダウンロード 可能期間	提供日	診療月	提供日	診療月
振込額明細等	3 か月	4 月 15 日（火）	2 月診療分	5 月 15 日（木）	3 月診療分
当座口振込通知書等 (CSV)		4 月 23 日（水）		5 月 22 日（木）	
当座口振込通知書等 (PDF)					
返戻レセプト		12 か月		4 月 5 日（土）	
再審査等返戻レセプト					
増減点連絡書等 (CSV)					
支払関係帳票（PDF）					

オンライン請求システムからのダウンロードのお願い

返戻レセプト等は配信から3か月間ダウンロードが可能となりますので、早期にご確認願います。
なお、増減点連絡書等(GSV)と支払関係帳票(PDF)は12か月間ダウンロードが可能です。

④ 当月請求レセプトの取下げ期限日 ※審査事務担当者宛て、電話によりご依頼ください

電子レセプトで請求した場合	4月18日(金) 受付時間 9:00～17:30	5月21日(水) 受付時間 9:00～17:30
紙レセプトで請求した場合	4月15日(火) 受付時間 9:00～17:30	5月15日(木) 受付時間 9:00～17:30

⑤ 特定健診・特定保健指導データの送信（提出）締切日

オンライン	4月7日(月) 利用時間 9:00～21:00	5月7日(水) 利用時間 9:00～21:00
電子媒体	4月7日(月) 利用時間 9:00～17:30	5月7日(水) 利用時間 9:00～17:30

⑥ 支払予定日

診 療 （ 調 剤 ） 報 酬 等		4 月 22 日（火）	2 月診療分	5 月 21 日（水）	3 月診療分
特定健診・特定保健指導費					
出産育児一時金等	正常分娩分（10 日提出）	4 月 4 日（金）	3 月提出分	5 月 7 日（水）	4 月提出分
	正常分娩分（25 日提出） 異常分娩分	4 月 22 日（火）		5 月 21 日（水）	

支払基金ホームページに山梨県の情報を掲載しています。

「支払基金からのご案内」「山梨審査委員会事務局からのお知らせ」「医療費助成事業の事業内容」 など

◆トップページ → 都道府県情報 → 日本地図または都道府県一覧の「山梨県」よりご覧いただけます。

支払基金ホームページに支払基金が受託している医療費助成事業を掲載しています。

◆トップページ → 診療報酬等の請求・支払 → 医療費助成事業関係業務 → 支払基金が受託している医療費助成事業

電子証明書に関する重要なお知らせ

◆オンライン資格確認等システム・オンライン請求システムでお使いの電子証明書の有効期限は、発行日から3年3か月です。お使いの電子証明書の有効期限をご確認ください。

➡ 電子証明書有効期限の確認方法

- ・ 電子証明書発行通知書(新規発行時に郵送される書類)の3枚目以降に記載されています。
 - ・ 医療機関等向け総合ポータルサイトにログインして、電子証明書申請状況照会画面から確認できます。
- 電子証明書の発行等申請の手引きの「2.2 電子証明書申請状況照会画面」を参照してください。



電子証明書の発行等申請の手引きはこちら↓

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=115598dc93f182906b9cb3974dba10b8

◆有効期限切れの場合、電子証明書の再設定完了まで、オンライン資格確認等システム・オンライン請求システムが利用できなくなります。オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局ユーザーマニュアルの「3. 電子証明書の更新手続き」を参照して、更新手続きを行ってください。更新手続きは、有効期限が90日未満となった場合に実施できます。



マニュアルはこちら↓

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=115598dc93f182906b9cb3974dba10b8

◆電子証明書を新規に発行した際には、発行通知書を定形郵便物で郵送しておりますが、令和6年10月1日から定形郵便物の郵便料金が改定されました。このため、同日以降の発行分から郵送手数料(1通当たり)を779円に改定しております。電子証明書発行料(1枚当たり)は1,500円のまま変更ありません。

なお、更新は電子証明書更新料(1枚当たり)1,500円のみです。

郵送手数料はかかりません。(いずれも税込)

経過措置医薬品情報の掲載ページの変更について

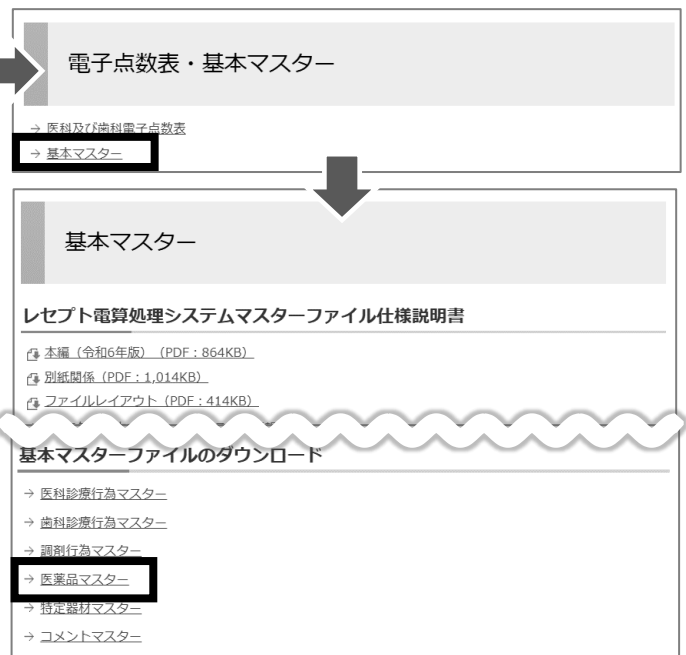
支払基金ホームページに掲載している「経過措置医薬品情報」につきまして、掲載ページ及び内容の一部を変更しましたのでお知らせします。

なお、令和7年3月31日限りで廃止とされた経過措置医薬品の情報を確認される際には、変更後の掲載ページの「経過措置年月日又は商品名医薬品使用期間一覧」をご活用いただくようお願いします。

変更後

◆トップページ→診療報酬等の請求・支払→電子点数表・基本マスター→基本マスター→医薬品マスター

【基金 HP トップページ】



発行所 社会保険診療報酬支払基金山梨審査委員会事務局
〒400-8503 山梨県甲府市湯田2丁目12番22号
TEL 055-226-5711 (代表)
FAX 055-224-3138

発行 令和7年4月1日